

コスタリカ憲法12条 (1949年制定)

常備軍としての軍隊は禁止する。

公共の秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。
大陸間協定が国防のために軍隊を編成することができる。
軍隊は、常に文民に従う。軍隊は個人的にも集団的にも説明を出すことや代表になることはできない。

コスタリカ憲法78条 (1989年改正)

軍事教育も含め国の公教育費はGDPの6%以下であってはならない。

パナマ憲法310条 (1994年改正)

パナマ共和国は軍隊をもちない。すべてのパナマ人は国家の独立と国土の統一のため武器を取る義務を負う。

エクアドル憲法5条 (2008年制定)

エクアドルは、平和の領土である。外国の軍事基地をもち

軍事目的をもちた外国の施設も許されない。エクスドールの軍事基地を他の国の軍隊や治安のために使用することをも禁止する。

エクスドール憲法416条 (2000年第12)

2項 国際的な紛争の平和的な解決を支持する、そして解決のために武力による威嚇や武力の行使を拒否する。

3項 他国の内政干渉、及び武力侵攻、侵略、占領、経済的・軍事的封鎖などいかなる形の干渉をも非難する。

4項 平和及び世界の尊厳を促進する。大量破壊兵器の開発、使用を非難し、軍事目的で他国の領土に基地や施設を設置することを非難する。

フイリッ憲法18条29項 (1991年第12)

軍事基地に関する米日協定が1991年に期限切れとなった後には、外国の軍事基地、軍隊、施設は、土壌によつて条約が正式に承認され、そして議会が要求する場合には、その目的のために行われる国民投票において投票の過半数

によつて承認され、相手の範囲国によつて条約として承認される場合を除いて、フイリッにもつて許されない。

フイリッ憲法2条8項 (1991年第12)

フイリッは、国益に一致するものとして、領土内に非核兵器政策を採用し追求する。

フイリッ憲法2条2項 (1991年第12)

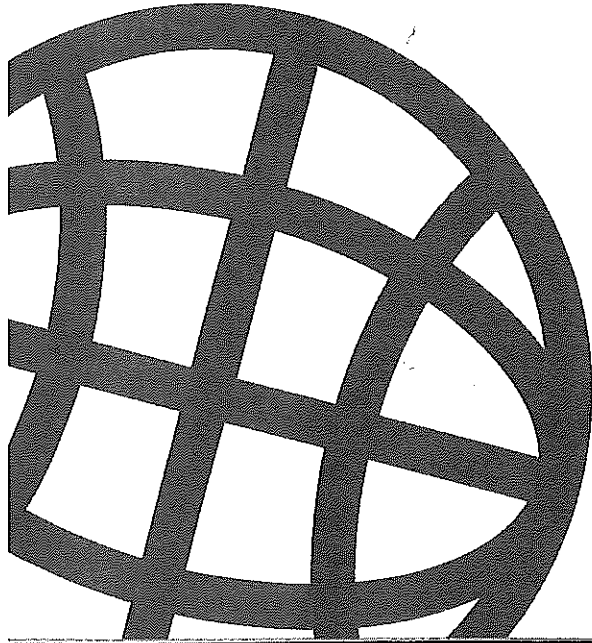
フイリッは国家の非敵対的の戦争を放棄する。

グネズエリ憲法13条 (1991年第12)

グネズエリは平和の地域である。軍事目的をもちた外国の軍事基地、施設は、どのようになれにしろ、このよつた平和な地域に設置することは出来ない。

ホリッ憲法10条 (2000年第12)

1項 ホリッは平和国家である。ホリッは、平和の文化と平和の権利を促進し、相互理解に貢献するために、こ



Challenge of Peace Constitutions

世界の「平和憲法」 新たな挑戦

笹本潤

の地域と世界の人々との協力を進める。また、各国の国家主権を完全に尊重した上で、異文化交流の促進と均等な発展にも寄与する。

2項 ホリシアは、国家間の紛争を解決する手段として、すべての侵略戦争を否定する。国家の独立と統合を侵害する侵略があった場合には、合意的な自衛の権利を有する。

3項 ホリシア領内に外国の軍事基地を設置することを禁止する。

日本国憲法9条（1946年制定）

1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

